

一般廃棄物処理業許可証

住 所 北斗市七重浜1丁目8番1号

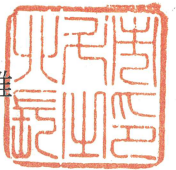
氏 名 日本公防株式会社

代表取締役 葛西 祐康

令和8年1月9日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び北斗市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり許可する。

令和8年1月13日

北斗市長 池田 達雄



1 事業の範囲

(1) 取り扱う一般廃棄物 し尿を除く一般廃棄物

(2) 収集運搬、処分の別 収集・運搬

2 許可の期間

令和8年1月25日 から
令和10年1月24日 まで

3 許可の更新、変更の状況

平成20年1月25日 新規
平成22年1月25日 更新
平成24年1月25日 更新
平成26年1月25日 更新
平成28年1月25日 更新
平成30年1月25日 更新
令和2年1月25日 更新
令和4年1月25日 更新
令和6年1月25日 更新
令和8年1月25日 更新

4 遵守事項

- (1) 営業に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則を遵守すること。
- (2) 廃棄物の取扱事業所の新規、変更があった場合は届け出ること。
- (3) 廃棄物の取扱いについては、生活環境の保全上支障のないように的確にその業務を遂行すること。